

○国土交通省告示第千百六十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第三条第二項第四号、第七条の二、第七条の三及び第十三条の二の規定に基づき、完成検査実施規程を次のように定める。

平成三十年十月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

完成検査実施規程

（用語の定義）

第一条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「指定」とは、法第七十五条第一項の規定による自動車の型式についての指定をいう。
- 二 「規則」とは、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）をいう。
- 三 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）をいう。
- 四 「製作者等」とは、規則第二条の製作者等をいう。
- 五 「指定自動車」とは、指定を受けた自動車をいう。

- 六 「指定製作者等」とは、指定自動車の製作者等をいう。
- 七 「完成検査」とは、法第七十五条第四項の検査をいう。
- 八 「完成検査員」とは、規則第七条の二の完成検査員をいう。
- 九 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）をいう。
（指定の申請の添付書面）

第二条 規則第三条第二項第四号に規定する国土交通大臣が告示で定めるところにより記載した書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- 一 完成検査の業務組織
- 二 次号ハからホ及びルに掲げる場合に該当するときは、それぞれ次号ハからホ及びルの規定による検査に係る業務組織
- 三 完成検査の実施要領に関する次に掲げる事項
 - イ 完成検査の実施項目
 - ロ 完成検査の実施方法
 - ハ 統計的手法を用いる完成検査を実施する場合にあってはその項目及び方法

- ニ 自動車の組立ての工程で完成検査を実施する場合にあつてはその項目及び方法
- ホ 自動車検査用機械器具により自動で完成検査を実施する場合にあつては、その項目及び方法へ 完成検査の実施順序を記した図面
- ト 第六条第一項第一号から第四号に掲げる完成検査の結果の記録の様式
- チ 第六条第二項第四号の措置を講じる場合にあつては、当該措置の内容
- リ 法第七十五条第四項の規定による譲渡後の自動車の品質管理に係る体制及び当該体制を記載した主要規程類の名称
- ヌ 共同で指定を申請する場合にあつては、各申請者における業務分担
- ル 完成検査に関する業務の一部を委託する場合には、委託先、当該委託の範囲、委託先の実施体制並びに委託する業務に関する指導監督方法及びその体制について記載されたもの
- ヲ 完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練に関する次に掲げる事項
 - (1) 教育訓練の内容、方法及び時間
 - (2) 完成検査員に選任するかどうかを評価するための方法
- ワ 完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容

カ 完成検査員の配置方針

ヨ 規則第三条第二項第四号の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨

四 自動車検査用機械器具の管理要領に関する次に掲げる事項

イ 自動車検査用機械器具の一覧表

ロ 自動車検査用機械器具の保守管理に係る体制

(完成検査員)

第三条 規則第七条の二の国土交通大臣が告示で定める者は、次に掲げる知識及び能力を有する者とする。

一 指定に関する法令及び完成検査の実施に関し遵守すべき法令についての知識

二 保安基準適合性を判断する能力

三 指定を受けた自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識

四 完成検査に必要な自動車検査用機械器具の使用に関する知識及び能力

五 前四号に規定するもののほか、指定の申請の際に添付した規則第三条第二項第四号の書面に基づ

く完成検査の実施に必要な知識及び能力

（規則第七条の二ただし書の国土交通大臣が告示で定める機関）

第四条 規則第七条の二ただし書の国土交通大臣が告示で定める機関は、道路運送車両法施行規則第三十六條第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第五百八十三号）に規定する外国の機関及びその他完成検査を適切に行うために必要な組織、技術及び設備を有する試験機関（以下「試験機関」という。）とする。

（完成検査員等に対する教育訓練等）

第五条 規則第七条の三第一項の規定による教育訓練（以下単に「教育訓練」という。）は、第三条各号に掲げる知識及び能力について習得させるための教育訓練とする。ただし、試験機関に実施させる完成検査については、教育訓練を行わなくてもよいものとする。

2 規則第七条の三第二項の国土交通大臣が告示で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 教育訓練の年月日

二 教育訓練の内容、方法及び時間

三 教育訓練を行った者が特定できる情報

四 教育訓練を受けた者に係る評価を行った年月日

五 教育訓練を受けた者に係る評価の方法及び結果

六 教育訓練を受けた者に係る評価を行った者が特定できる情報

七 第五号の評価の結果により、教育訓練を受けた者が完成検査員に選任された場合には、その選任された年月日及び選任した者が特定できる情報

3 規則第七条の三第三項の国土交通大臣が告示で定める期間は、教育訓練を受けた者が完成検査員に選任された日から完成検査員を解任された日から起算して二年九月（車両総重量八トン以上の貨物の運送の用に供する自動車（軽自動車を除く。）及び乗車定員十一人以上の自動車に係るものにあつては一年九月、乗車定員十人以下の人の運送の用に供する自動車であつて四輪以上のもの（広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）及び二輪の小型自動車に係るものにあつては三年九月）を経過する日までの間とする。

（検査成績の記録等）

第六条 指定製作者等は、規則第十三条の二第一項の規定に基づき、同規則第九条第一項の規定による

記録（以下単に「記録」という。）には、次に掲げる事項（試験機関に実施させる完成検査にあっては第三号に掲げる事項を除く。）を記録しなければならない。

- 一 完成検査を実施した自動車の車台番号
- 二 完成検査の実施項目ごとの次に掲げる事項
 - イ 工程毎の完成検査を実施した年月日
 - ロ 完成検査の結果（燃料消費率（保安基準第八条第六項に規定するものをいう。）に係る検査その他の統計的手法を用いる完成検査の結果を含む。）
 - ハ 完成検査を実施した者が特定できる情報
 - 三 完成検査（保安基準第三十条及び第三十一条に基づく基準に関する完成検査であつて、統計的手法を用いるものに限る。）の実施の状況
 - 四 完成検査を実施した自動車の完成検査の結果
 - 五 完成検査を実施した年月日ごと及び工程ごとの完成検査員の配置が特定できる情報
 - 六 規則第四号様式に記載すべき事項

2 規則第十三条の二第二項の国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 虚偽の記録を作成できないようにする措置
- 二 虚偽の記録が作成されたかどうかを判別できるような措置
- 三 試験機関に完成検査を実施させる場合であつて、当該試験機関が実施した完成検査の結果について、不正な書き換えをできないようにする措置又は不正な書き換えが行われたかどうかを判別でき
るような措置を当該試験機関に講じさせる措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として国土交通大臣が認める措置

附 則

この告示は、平成三十一年六月三十日から施行する。